

○23番（大條雅久）（登壇） 自民クラブの大條雅久です。

今日は午前2時に目が覚めました。地震を感じたわけではないと思うんですが、たまたま目が覚めてスマホを見ると、いろんな速報が入っていて、大きな地震があったということを知りました。日が昇り、明るくなるにつれ、いろんな被害状況がテレビで伝えられております。大きな被害、犠牲が出なければと思いつつながら、今日の本会議に参った次第です。

まずは、初めに、災害は忘れた頃にやってくるとか、百年に一度の災害といった言葉が語られることがあります。今から126年前、明治32年8月28日に、別子大水害と呼ばれる大災害を新居浜は経験しました。別子山地区で584人の死者を出した山津波とも言われる災害ですが、別子を襲った台風による大雨と強風災害は、徳島の吉野川水域はもちろん、宇摩郡土居町、土居地域の関川の氾濫、足谷川、国領川水域での氾濫を引き起こし、さらに多くの人命を奪う結果になりました。足谷川、国領川の洪水では、立川地区で126人の死者を出し、当時の金子村、庄内地区でも堤防の決壊による甚大な被害を引き起こしたと古い記録にあります。国領川流域でも、人数は定かではありませんが、死者が出たと伝えられています。流れ着いた犠牲者を弔う記念の石碑が庄内町や新須賀町にあり、今も弔いの線香が手向けられています。

昨年、地元校区の自主防災組織のメンバー一同と研修を兼ね、香川県三豊市の仁尾町にある、明治32年の別子大水害で海まで流された遭難者を弔った慰霊碑、溺死三十三霊之塔を訪ねました。130年近くの時を経た今でもきれいに清掃され、花芝が手向けられている慰霊碑のたたずまいに、メンバー一同、感銘を受けながらお参りさせていただきました。仁尾の父母ヶ浜のすぐ近くです。古川市長にも、新居浜市長としてぜひお参りいただきたいと思い、質問に先立ちお願いする次第です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

防災・災害対策について。先日、茨城県常総市に防災・災害対策特別委員会の行政視察でお伺いいたしました。御存じのように、常総市では、2015年の関東・東北豪雨で鬼怒川が氾濫し、市の地域の3分の1に当たる約40キロ平米が浸水被害を受ける経験をされ、その水害の教訓を生かした防災先進都市の実現に向けた防災意識社会の再構築に、全市を挙げた取組が進められていました。見習いたいなと思う取組が幾つもありましたが、今回は、その中でも常総市防災危機管理課が実施している防災教育について、新居浜市でも取組を進めてはいかがかと思い御紹介いたします。

防災危機管理課が担う業務は、防災関係のインフラ整備に関する研究や、地域住民参加の防災意識の醸成施策の実施はもちろんですが、私は、常総市防災危機管理課の担当職員が小中学校に出向いて、教育現場で児童生徒の防災教育を熱心にされているところに感心させられました。児童生徒自身が自らの避難行動を起こす時期、タイミングを判断するマニュアルを作成するマイ・タイムラインづくりをはじめ、避難所体験や防災キャンプ、防災スポーツと

いったワークショップや防災マップづくりの授業を常総市の防災危機管理課が直接指導している点が重要だと感じた次第です。災害に関する認識レベルや、防災知識、避難行動マニュアルの共有化、統一された避難行動マニュアルといったものの共有が、児童生徒だけでなく、学校の教職員の間でもできていくと受け止めました。

改めて市長にお伺いいたします。

新居浜市危機管理課の所管業務、所管事務に、市内の小中学校での防災・減災教育の実施を加えてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

災害は、夜に来るか、昼間に来るか、まさにいつ起こるか分かりません。子供が自宅で保護者と共に過ごしている時間帯とは限らないわけです。保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校に児童生徒が集まり、自宅にはおじいちゃん、おばあちゃん、高齢者がいて、お父さん、お母さんの大半が職場に、または勤務先にいる時間帯に起きるかもしれません。2011年の東日本大震災は、まさにそんな、子供たちが学校にいる時間帯に起きました。新居浜市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、いずれの保育・教育施設とも、災害時の避難訓練、防災訓練、そして子供自身、各教育施設職員自身が、自分自身の身を守る訓練、心構えといった教育や研修はされていると存じております。

しかし、学校と家庭、職場と家庭といった連携は十分なのでしょうか。

小中学校はもちろん、高校でも、生徒、教職員が参加しての防災訓練、避難訓練を毎年実施されていると存じています。

しかし、地域コミュニティー団体や地域自主防災組織との連携はどうされているのでしょうか。

教育長にお聞きします。

学校と地域の自主防災組織や自治会等と連携した防災訓練、避難訓練は実施されているのか、また、されているのなら、どのように連携されているのか、現状をお教えください。

私は、近い将来に起きる可能性が高いとされている南海トラフ巨大地震に備えて、校区の住民や地域団体と共に行う防災訓練、避難訓練を新居浜市内全ての小中学校に義務化されたいと思うんですが、教育長はいかがお考えでしょうか。

もちろん、学校の中で生徒と教員だけが行う訓練もあると思います。

しかし、事前にある程度予測されている注意報や警報が発令されている台風、集中豪雨といった災害ではなく、近い将来に起きる可能性が高いとされる南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練については、地域の住民、自主防災組織や近隣の人々との経験の共有、訓練の共有が不可欠かと考えます。もちろん、児童生徒の保護者の皆様との経験共有も重要だと思います。

令和元年、2019年の10月10日に最高裁で確定した大川小学校国家賠償等請求事件の判決文を読んで、大災害時の学校の管理責任や避難計画の在り方について私なりに思索して、今回の質問をしております。

今回の質問の補足として、大川小学校の事件判決に触れさせていただきます。大川小学校の事件判決については、判決確定直後に開催された宮城県教育委員会定例会での宮城県

教育長の説明が簡潔に書かれていると思いましたが、資料1で使わせていただきました。その中の、今回の質問に必要な部分を読ませていただきますと、最高裁判決の主な判断理由として、イ 安全確保義務を遺漏なく履行するために必要とされる知識及び経験は、釜谷地区の地域住民が有していた平均的な知識及び経験よりも遙かに高いレベルのものでなければならず、校長らは知識や経験を収集、蓄積できる立場にあり、高い確率で発生が想定された宮城県沖地震（想定された地震）により発生する津波の被害を受ける危険性を予見することは可能であった。

教師は、児童生徒の安全を確保するために、学校設置者から提供される情報等についても、独自の立場からこれを批判的に検討することが要請される場合もあり、津波ハザードマップ等は、児童生徒の安全に直接関わるものであるから、独自の立場からその信頼性等について検討することが要請されていたというべきである。

ロ 大川小の校長、教頭、教務主任は、学校保健安全法の規定に基づき、本件地震が発生する前の平成22年4月30日の時点（各学校から市教委への教育計画等の届出期限）において、想定された地震により発生する津波の危険から、大川小に在籍していた児童の生命・身体の安全を確保すべき義務を負っていた。

市教委は、大川小の実情に応じて、作成された危機管理マニュアルが大川小の立地する地域の実情や、在籍児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、内容に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務があった。

ハ 市教委及び校長らは、大川小の危機管理マニュアルの第三次避難場所に、想定された地震によって発生する津波による浸水から児童を安全に避難させるのに適した場所を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載するなどしてこれを改訂すべき義務を負っていたものであり、その義務は、平成22年4月30日の時点においては、個々の在籍児童及びその保護者に対する具体的な職務上の義務を構成するに至っていたところ、これを過失によって懈怠したものであるから、石巻市は、国家賠償法1条1項の責任を免れない。

以下省略しますが、東日本大震災のような大災害の発生時に、学校と家庭の連携について、新居浜市ではどのようなルールの共有や連携をお考えなのでしょうか。

大川小学校の悲劇は、学校の管理者である校長や教頭、そして教育委員会が管理責任を果たし、教職員である大人たちが災害への研究と準備を行い、天災とも表現できる巨大自然災害に対しての危機意識、防災意識の共有がされていたなら、74人の生徒と10人の教職員、84人は死なずに済んだ。だからこそ、この事件に関して、大川小学校管理者と市や県に対して国家賠償法による賠償金の支払いを最高裁判所が認めたというのが判決の趣旨と私は読みました。

近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で見込まれると、国も県も警鐘を鳴らしているわけです。新居浜市内の小中学校の災害対策、災害訓練を、各学校任せではなく、危機管理課はもちろんですが、教育委員会も一緒に、行政全体として防災・減災対策の具体的な指導方向と訓練を進めていくべきではない

かと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 大條議員さんの御質問にお答えいたします。

防災・災害対策についてでございます。

市と市民総ぐるみの取組についてお答えいたします。

防災・減災対策に終わりなしとの強い認識の下、市の対策については長期的な視点で地道に取り組む必要があります、その基盤をつくるためには学校と連携することが重要であると考えております。具体的には、学校における防災教育をさらに充実させるため、教職員、特に教頭や防災教育主任に対して、防災に関する情報を危機管理課や教育委員会がこれまで以上に積極的に提供し、教職員の防災に関する知識を蓄積していただくことによって、防災知識を深めることが必要であると考えております。

これにより、学校で行われる防災教育を通じて、児童生徒の知る・備える・行動する能力を高め、災害時に冷静かつ迅速に対応できる力をさらに向上させることができます。

さらに、この取組は、家庭や各校区、地域の防災訓練にも波及することが期待されます。地域全体の防災意識を高めるためには、学校だけでなく、地域住民との協力が不可欠であり、子供たちが学校で学んだ防災知識を家庭や地域に持ち帰ることが、結果として地域全体の防災力の向上につながると認識しております。

また、長期的には、現在の児童生徒が将来大人となり、蓄積した防災知識や技術を次世代の子供たちに伝えていくことを積み重ねることにより、新居浜市全体の防災・減災力が強化されていくと確信しております。東日本大震災で起こった大川小学校の悲劇とは対照的に、釜石の奇跡があります。日頃からの防災教育によって、鵜住居地区の小中学生約570人が全員無事に避難できたことは、防災教育の成果であります。私が掲げる公約、災害と危機管理に強い街づくりに向けては、学校教育の現場と地域の防災体制を一体化させ、実践的な防災訓練や教育活動を継続的に推進することが不可欠となりますことから、今後におきましても、行政、教育委員会、学校が連携し、市民全体で防災・減災力の向上を目指してまいりたいと考えております。

○議長（田窪秀道） 長井教育長。

○教育長（長井俊朗）（登壇） 防災教育についてお答えいたします。

まず、学校と地域の自主防災組織や自治会等と連携した防災訓練、避難訓練の実施についてでございます。

各地区では、校区連合自治会が中心となり、自主防災組織を形成し、災害時の対応力向上を目指した訓練の企画や運営を担っていただいております。小中学生も地域の一員であり、また、多くの学校施設が避難所として指定されておりますことから、これまでも学校と地域が連携した防災訓練、避難訓練を行ってまいりました。

令和6年度には、各地区の防災訓練において防災参観日を設定し、災害図上訓練やマンホールトイレ設置訓練を実施するなど、全ての校区に

において小学校や中学校と連携した訓練を実施しております。

また、校区の防災訓練以外にも、小中学校の授業において地域の方が講師となり、危険箇所の点検を兼ねた防災まち歩き、防災講演や学年単位で行う総合防災教室、もしものための夜の避難訓練など、各地区において様々な工夫をしながら、学校と地域が連携して防災に関する取組を行っております。

次に、校区の住民や地域団体と共に行う防災訓練、避難訓練を市内小中学校に義務化することについてでございます。

先ほど答弁いたしましたとおり、既に全ての小中学校と地域団体が連携した防災訓練、避難訓練を行っており、各地区の特性に応じた様々な事態を想定しながら、訓練を実施していただいております。

今後におきましても、引き続き全ての小中学校において災害時に地域と連携する防災訓練に取り組んでまいります。

次に、災害時の行動規範についてでございます。

大災害の発生時における学校と家庭の連携につきましては、学校では防災教育に関する年間計画を立てており、その取組として、災害発生時における保護者等の連絡先を複数把握しているほか、全児童生徒を対象として、学校ごとに作成した災害時引渡しカードを活用した引渡し訓練を防災参観日や保護者合同避難訓練で実施しております。

また、避難訓練前後や社会科の授業の際に、家族と避難場所を相談しよう活動を実施し、家族間における避難場所や保護者以外の連絡先に関する約束事を決めておくことなどを児童生徒に働きかけております。

今後におきましては、南海トラフ巨大地震の発生も想定しながら、過去の教訓を生かし、児童生徒が適切な避難行動が取れるよう、地域と学校と家庭が連携した防災訓練等にも取り組んでまいります。

○議長（田窪秀道） 小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）

（登壇） 危機管理課の所管事務に、市内の小中学校での防災・減災教育の実施を加えることについてお答えいたします。

若い世代の方が地域防災を担うリーダーとして自覚と自信を育むために、学校現場での防災教育を充実させることは、地域全体の防災力向上にも寄与するものであると認識いたしております。

現在、危機管理課の所管事務には、防災センターに関することがあり、新居浜市防災センター設置及び管理条例の防災センターの事業の中に、防災に関する教育、指導及び相談に関することが定められております。

このため、本市といたしましては、あらゆる世代の方に災害の疑似体験もできる防災センターにお越しいただき、防災、減災に関する教育を実施し、災害対応力を身につけていただくことといたしております。

特に小中学生につきましては、年度当初に小学校及び中学校の校長会において防災センターを活用した防災学習を行うよう依頼させていただいております。今年度も、全ての小学校の主に3年生に疑似体験を通じて、様々な災害から身を守り、生き抜くことができるよう、防災に関する知識や技術を学んでいただく予定

となっております。児童生徒の皆さんが、防災センターで体験、学習した内容の理解を深め、実際に災害に備える、そして、さらに学習を深めるために、再度防災センターを訪問するといった切れ目のない継続的な学習につながっているものと感じております。

今後も、学校現場との連携を保ちながら、自らの命は自らが守るという自助、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の考え方を育む取組を進めてまいります。

○議長（田窪秀道） 大條雅久議員。

○23番（大條雅久）（登壇） 最高裁判所の判決を読んだとき、私の第一の感想は、校長先生は大変だな、教頭先生は大変だなと思いました。地域住民以上の防災知識、その校区の災害想定を知るべきだと、学習すべきだと、責任があると、はっきり書かれています。

ですから、やっぱり気になるのは、いつ学校で生徒と教師の方々が防災訓練、どんな訓練をしているのか。PTAの方とかへの連絡メールに私も入れていただいておりますので、確かめる方法はあるんですが、ほかの地域住民の方はよく分かってないし、一方で、地域の防災訓練をしたときに参加する生徒の数は、角野だけじゃないと思うんですが、少ないなと感じています。

ですから、助け合うべきじゃないかなという思いが今回の質問ですので、やっているのは分かりますよ。

でも、それで十分かという問いかけをしていただきたいのと同時に、積極的に行政が市内の小中学校だけじゃなく、住民の方ももちろんなんだけど、災害防災意識をそろえていく、もっと感度を上げていくということと一緒に、だから、たまたま起きて、学校で生徒がもし被害を受けたら、校長が管理不十分だったみたいなことにならないように、やっぱり学校の管理者を孤立させない、孤立しているんじゃないくて、それぞれある意味任されて自由にやっているのかもしれないんですが、孤立させない、そういう取組をぜひしていただきたいなと思いながら、次の質問に移ります。

引き続き災害に係る質問で恐縮ですが、よろしく願いいたします。

災害に関わった人々の記憶を記録に置き換える作業をしておかないと、災害の記憶の風化は急速に進むと思います。